理事会等規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）の理事、監事及び理事会に関する事項について規定し、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当法人の理事、監事及び理事会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（理事及び監事の資格等）

第３条　次に掲げる者は、理事及び監事となることができない。

（１）法人

（２）成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

（３）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）若しくは会社法の規定に違反し、又は法人法第 65 条第 3 号に掲げる罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（４）前号に規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（忠実義務）

第４条　理事及び監事は、法令、定款、総会の決議及び規程その他を遵守し、当法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第５条　理事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（１）理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしたとき

（２）理事が自己又は第三者のために当法人と取引したとき

（３）当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしたとき

第２章　理事会

（構　成）

第６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

２　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（種　類）

第７条　通常理事会は、３箇月に１回以上開催する。

２　前項の通常理事会のほか、必要がある場合に、臨時理事会を招集することができる。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）会長以外の理事から、理事現在数の２分の１以上をもって、理事会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を会長に提出して、理事会の招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第２項及び第３項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集権者）

第８条　理事会は、法令、定款又はこの規程に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（招集通知）

第９条　理事会の招集は、理事会の日の１週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得て、この期間を短縮することができる。
２　前項の規定に関わらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

（議　案）

第 10 条　理事会に付議する議案は、会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。
２　理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

（議　長）

第 11 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議方法）

第 12 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 13 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（決議事項）

第 14 条　理事会の決議を要する事項は、法令又は定款その他の規程に定めるもののほか、次のとおりとする。
（１）総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
（２）重要な財産の処分及び譲受け

（３）重要な事業その他の契約の締結、解除又は変更
（４）多額の借入れ
（５）重要な使用人の選任又は解任
（６）重要な組織の設置、変更及び廃止
（７）内部管理体制の整備
（８）事業計画書及び収支予算書等の承認
（９）事業報告及び計算書類等の承認
(10) 当法人における各種規程及び規則等の制定、変更及び廃止
(11) その他理事会が必要と認める事項

２　理事会は、前項第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号その他理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令を定める事項その他の重要な業務執行の権限を理事に委任することができない。

（例外決議）

第 15 条　前条につき、緊急を要する場合は、臨時に理事会を招集してこれを処理するものとする。

（代理出席及び書面による意見の表明）

第 16 条　理事は、理事会に代理者をもって出席することはできない。ただし、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、事前に書面をもって議長に対し、議案についての意見を表明することができる。

２　事前の意見表明があったときは、議長は、理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

（議事録）

第 17 条　理事会の決議については、議長が議事録を作成し、会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第３章　補　則

（委　任）

第 18 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（改　廃）

第 19 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。